

北海道宿泊税に係るQ&A (R7.11 現在)

1 宿泊税について	5
Q1 宿泊税とはどのような税金ですか。	5
Q2 なぜ宿泊税を導入するのでしょうか。	5
Q3 なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。	5
Q4 宿泊の定義を教えてください。	5
Q5 道宿泊税条例の施行時期はいつになりますか。	5
Q6 道宿泊税条例の施行日より前に事前予約を行っていた場合も課税になりますか。	5
Q7 宿泊税の税額はいくらですか。	6
Q8 税率が変更されることはないのですか。	6
Q9 宿泊料金が低額な場合、負担感が大きいため、免税点を設けるべきではないですか。	6
Q10 道民も課税されるのですか。	6
Q11 宿泊税はどのようにして支払うのですか。	6
2 課税対象について	7
Q1 幼児や子どもは宿泊税の課税対象ですか。	7
Q2 個人で民泊を経営している者ですが、民泊で宿泊される方も課税対象ですか。	7
Q3 長期滞在の場合でも課税対象となりますか。	7
Q4 下宿営業の許可を受けた施設は課税対象となりますか。	7
Q5 観光目的でない宿泊でも課税対象となりますか。	7
Q6 宿泊料金が発生しない場合でも、宿泊税はかかりますか。	7
Q7 ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと）は課税対象ですか。	8
Q8 自社向けの研修施設であるが、宿泊税は課税されるのですか。	8
Q9 休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか。	8
Q10 部屋ごとに料金をとっていますが、どのようにして何人泊であるかを判別して徴収したらよいですか。	8
Q11 延長料金がかかる場合は、どのような取扱いとなりますか。	8
Q12 1人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金はどうなりますか。	8

Q13 シーツ代しか料金を徴収していない場合も課税されますか。 ..	9
Q14 公営施設も課税対象ですか。また、宿泊施設が宿泊料金を免除している場合でも課税対象ですか。 ..	9
Q15 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか。また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に一人あたり宿泊税が課税されますか。 ..	9
Q16 キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。 ..	9
Q17 カプセルホテルも課税対象ですか。 ..	10
Q18 ビジネスホテルの駐車場の一角でRVパークを経営していますが、宿泊税は課税されますか。 ..	10
Q19 宿泊料金には何が含まれますか。 ..	10
Q20 無料の食事が付いている場合、宿泊料金はどうなりますか。 ..	10
Q21 食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどうなりますか。 ..	10
Q22 宿泊料としてではなく、施設利用料や入館料として料金を徴収している場合、宿泊税の課税対象となりますか。 ..	10
Q23 避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。 ..	11
Q24 連泊の場合も課税されるのですか。 ..	11
Q25 連泊割引における宿泊料金の考え方はどうなりますか。 ..	11
Q26 企画旅行・手配旅行における宿泊料金の考え方はどうなりますか。 ..	11
Q27 宿泊予約サイトに支払う手数料は宿泊料金に含まれますか。 ..	12
Q28 利用客室の変更（アップグレード）があった場合の宿泊料金はどうなりますか。 ..	12
Q29 マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の課税対象となりますか。 ..	12
Q30 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も課税対象となりますか。 ..	12
Q31 キャンセル料の取扱いを教えてください。 ..	12
Q32 ホールドルーム等、事前に部屋を押させていた場合はどうなりますか。 ..	12
Q33 インターネットカフェも課税対象ですか。 ..	13
Q34 農泊は宿泊税の課税対象となりますか。 ..	13
Q35 子ども向けに布団の貸出をしています。幼児料金として布団の貸出料金を掲載していますが、課税対象となりますか。低廉な実費負担部分の立替金にあたるかどうかを確認したいです。 ..	13
Q36 添寝の子どもについては、宿泊料金はとっていますが、入館料を徴収しています。宿泊税の課税対象となりますか。なお、入館料は、子どもが宿泊する場合のみ発生します。 ..	13

Q37 ペット（犬や猫）の宿泊は課税対象となりますか。	13
Q38 外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどうなりますか。	13
3 課税免除について	14
Q1 修学旅行生は課税対象ですか。	14
Q2 修学旅行等の引率者は課税対象ですか。	14
Q3 修学旅行生について、学校から「修学旅行であることの証明書」の提出がないと課税免除とはならないのですか。	14
Q4 修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか。	14
Q5 部活の合宿で宿泊する生徒は、課税免除の対象ですか。	14
Q6 スポーツ大会、合宿は課税免除の対象ですか。	14
Q7 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊は課税免除となりますか。	15
4 宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者）向け	15
Q1 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。	15
Q2 特別徴収義務者として行わなければならぬことには、どのようなものがありますか。	15
Q3 保存すべき帳簿や書類はどういったものですか。	15
Q4 これから宿泊施設の経営を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。	16
Q5 旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどうしたらいですか。	16
Q6 旅館業（住宅宿泊事業）をやめようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。	16
Q7 宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。	16
Q8 各種申請書等はどこに提出すれば良いですか。	16
Q9 宿泊税の申告・納入はどのように行うのですか。	17
Q10 宿泊がない月でも申告が必要ですか。	17
Q11 納入について、口座から引き落としてもらうことは可能ですか。	17
Q12 市町村宿泊税を課す市町村に所在する宿泊施設の宿泊者に課税される宿泊税のうち、道税分はどのように納めたらよいですか。	17
Q13 電子申告は可能ですか。	18
Q14 宿泊者が宿泊税の支払いに非協力的な場合の対応について教えて下さい。	18
Q15 宿泊者から徴収する方法について教えてください。	18

Q16 旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。	18
Q17 宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりませんか。	18
Q18 収入印紙について、宿泊税の金額は除いた額で貼つていですか。	19
Q19 会計システム上、1人で利用しても領収書に一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。	19
Q20 宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。事業者が説明するときに使えるような広報物はありますか。	19
Q21 外国人への説明に不安がありますが、サポートはありますか。	19
Q22 宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ります。この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。	19
Q23 民泊を経営しています。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額で申告してよろしいのでしょうか。	19
Q24 申告や納入が遅れたらどうなりますか。	19
Q25 郵便等を利用して納入申告書を提出し、宿泊税担当部局への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。	20
Q26 宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での納入となりますか。	20
Q27 売り掛けの場合の宿泊税の申告納入は、どうすれば良いですか。	20
Q28 宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する交付金はありますか。	20
Q29 特別徴収義務者交付金相当額を差し引いて申告納入してはダメですか。	20
Q30 同じ敷地（建物）で複数の施設（部屋）を民泊施設として届け出ていますが、施設（部屋）毎に特別徴収義務者登録申請書の提出が必要ですか。	20
5 旅行業関係者の方向け	21
Q 1 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。	21

1 宿泊税について

Q1 宿泊税とはどのような税金ですか。

A1

宿泊税は、ホテルや旅館、民泊などに宿泊する際に、宿泊者に対して課税される税で、条例に基づき使途や税率が定められている法定外目的税です。

法定外目的税とは、条例で定める特定の費用に充てるために、道府県・市町村が課することができる税です。

(地方税法第4条、第5条、第731条)

Q2 なぜ宿泊税を導入するのでしょうか。

A2

道の宿泊税は、北海道観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化並びに災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化その他の地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、導入するものです。

道では、この財源を活用して、旅行者の満足度や利便性を高め、いつでも、どこでも、何度でも訪れていただく「観光立国北海道」の実現を目指すこととしています。

Q3 なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。

A3

道の附属機関である北海道観光審議会において、入域、交通機関の利用、土産物購入、飲食、駐車などの手法と比較検討した結果、これらの手法は、課税対象行為と日常行為との区別や、客体の把握が困難であり、観光行為との相關性が高い「道内の宿泊施設に宿泊する者に対して課税する、法定外目的税の導入を検討すること」が望ましいとされたことを踏まえ、財源確保策として「宿泊行為への課税」が妥当であると判断したことによります。

Q4 宿泊の定義を教えてください。

A4

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

- (1) その利用行為が契約上宿泊での取扱いであるもの
- (2) (1)以外で、日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

Q5 道宿泊税条例の施行時期はいつになりますか。

A5

道宿泊税条例の施行期日は、令和8年4月1日です。

Q6 道宿泊税条例の施行日より前に事前予約を行っていた場合も課税になりますか。

A6

道宿泊税条例の施行日前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が令和8年4月1日以降であれ

ば、宿泊税が課税されます。

Q7 宿泊税の税額はいくらですか。

A7

道内の宿泊施設に宿泊した際、1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額が道宿泊税として課税されます。

- (1) 2万円未満 100円
- (2) 2万円以上5万円未満 200円
- (3) 5万円以上 500円

なお、市町村において市町村宿泊税を課す場合は、上記で定める額に加えて、市町村宿泊税の額が課税されることになります。

Q8 税率が変更されることはないのですか。

A8

税率は北海道宿泊税条例に規定されているとおりです。

なお、本条例では、施行後5年ごとに、社会経済情勢等の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。

Q9 宿泊料金が低額な場合、負担感が大きいため、免税点を設けるべきではないですか。

A9

道の宿泊税は、

- ① 北海道観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化
- ② 災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化
- ③ その他の地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策

に要する費用に充てるため、導入するものです。

想定している施策のうち、宿泊施設等の受入機能の強化・高度化や、移動利便性の向上といった施策効果は、宿泊料金の多寡にかかわらず、一定程度の受益があることから、免税点は設けず、広くご負担をいただくことを予定しております。

また、宿泊者は宿泊以外にも、移動や物・サービスの購入等、様々な場面で消費しており、一定の担税力を有すると考えられるため、免税点は設けず、広く課税することで公平性を確保することとしておりますので、ご理解ください。

Q10 道民も課税されるのですか。

A10

道民であっても、宿泊者には一定の受益があると考えられ、また、道民であることのみをもって課税しないことは税の公平性の観点から困難であるため、一定の負担をお願いしています。

Q11 宿泊税はどのようにして支払うのですか。

A11

宿泊された宿泊施設へお支払いください。ただし、予約サイトや旅行業者への支払額に含まれている場合があります。

2 課税対象について

Q1 幼児や子どもは宿泊税の課税対象ですか。

A1

宿泊税は、年齢にかかわらず、宿泊料金を伴って宿泊されるすべての方に課税されるため、幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合は、宿泊税の課税対象です。

ただし、宿泊料金がかからない場合（添い寝の場合など）は、宿泊税は課税されません。

Q2 個人で民泊を経営している者ですが、民泊で宿泊される方も課税対象ですか。

A2

宿泊税は、旅館業法第3条第1項の許可を受けて営む旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅において、宿泊料金を受けて宿泊する宿泊者が納税義務者となりますので、民泊も課税対象となります。

Q3 長期滞在の場合でも課税対象となりますか。

A3

宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されますが、当該宿泊が賃貸借契約に基づく利用行為で、旅館業の許可を必要としない場合は、宿泊税は課税されません。

Q4 下宿営業の許可を受けた施設は課税対象となりますか。

A4

下宿営業の許可を受けた施設は、宿泊者のすべてが1月以上の期間を単位とする宿泊であり、一般的に「宿泊」よりも「生活の本拠」に近い状態で利用されているとみなし、課税されません。

Q5 観光目的でない宿泊でも課税対象となりますか。

A5

旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、その宿泊目的に関わらず、全ての宿泊者に広くご負担をお願いしています。

Q6 宿泊料金が発生しない場合でも、宿泊税はかかりますか。

A6

宿泊料金が発生しない場合は、宿泊税はかかりません。

ただし、宿泊事業者以外の第三者（宿泊予約サイトのポイント付与、補助金・助成金）からの支払いによる割引により宿泊料金が無料になる場合は、割引前の金額を宿泊料金とし、宿泊税額を算出してください。

なお、宿泊施設の経営者自らのサービスにより宿泊料金が無料になる場合は、宿泊税はかかりません。

【例1】（いわゆる「第三者割引」の場合）

宿泊料金（1泊）30,000円の施設に、予約サイトのポイント20,000ポイントを使用し、10,000円の支払いをして宿泊する場合

予約サイトのポイントによる割引前の金額 30,000 円の宿泊料金に対し、200 円の宿泊税を徴収する。

【例2】(いわゆる旅館・ホテルの「自社割引」の場合)

宿泊料金（1泊）30,000 円の施設に、自社発行 20,000 ポイントを使用し、10,000 円の支払いをして宿泊する場合

自社発行ポイントによる割引後の金額 10,000 円の宿泊料金に対し、100 円の宿泊税を徴収する。

Q7 ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用するごとまたはその客室のこと）は課税対象ですか。

A7

宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合は、課税対象となります。

宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で、料金を課している場合は対象となります。

Q8 自社向けの研修施設であるが、宿泊税は課税されるのですか。

A8

研修施設の場合、宿泊の対価として費用を徴収していない場合は課税されませんが、宿泊料金を徴収し、社会性があるなど、旅館業法に該当し、許可を受けた施設であれば、宿泊税の課税対象となります。

Q9 休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか。

A9

いわゆるラブホテル等において、その利用が宿泊契約として取り扱われる場合は、宿泊税の課税対象となります。休憩契約の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用（その休憩契約等による利用に連続した延長利用の時間を含む。）があった場合は、宿泊とみなしますので、課税対象となります。

Q10 部屋ごとに料金をとっていますが、どのようにして何人泊であるかを判別して徴収したらよいですか。

A10

1室を単位として料金を設定している場合でも、人数分の宿泊税が課税されますので、旅館業法に規定する宿泊者名簿等により何人宿泊しているかを実際に把握していただく必要があります。

Q11 延長料金がかかる場合は、どのような取扱いとなりますか。

A11

延長料金を宿泊料金として徴する場合は、当初、いただいている宿泊料金との合算額を1泊の宿泊料金として計算し、宿泊税を徴収してください。

なお、宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴する場合は、当該延長料金を宿泊料金に含めず計算し、宿泊税を徴収してください。

Q12 1人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金はどうなりますか。

A12

1室での料金設定など、1人当たりの宿泊料金が不明であり、宿泊者ごとに宿泊料金を分離でき

ない場合は、1室1日当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。

【例1】

宿泊料金（1室1泊）80,000円の部屋に、4人で1泊する場合

$$80,000\text{円} \div 4\text{人} = 20,000\text{円} \cdots 1\text{人当たりの宿泊料金}$$

そのため、宿泊税は 200円 × 4人 = 800円 を徴収することとなります。

【例2】

宿泊料金（1室6泊7日）180,000円の部屋を、2人で利用する場合

$$180,000\text{円} \div 6\text{日} \div 2\text{人} = 15,000\text{円} \cdots 1\text{人1泊当たりの宿泊料金}$$

そのため、宿泊税は 100円 × 6日 × 2人 = 1,200円 を徴収することとなります。

Q13 シーツ代しか料金を徴収していない場合も課税されますか。

A13

低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため、宿泊税はかかりません。

ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。

Q14 公営施設も課税対象ですか。また、宿泊施設が宿泊料金を免除している場合でも課税対象ですか。

A14

ユースホステル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置目的に関わらず、旅館業の許可等を必要とする施設であれば、課税対象となります。

宿泊者は行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、広くご負担をお願いしています。

なお、宿泊施設により宿泊料金が免除されている場合は、宿泊料金が発生していませんので、課税されません。

Q15 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか。また、料金は、1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に一人あたり宿泊税が課税されますか。

A15

旅館業法は施設を設けて宿泊させるものであるため、移動式のテントをお客様が設置する場合等、旅館業に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。

ただし、固定式のテントやバンガロー等事業者が設けた施設で宿泊する場合は、旅館業法に該当するため宿泊税が課税されます。

なお、バンガローなど、料金が施設や区画ごとに設定されていても、宿泊される人数に応じて宿泊税を支払うことになります。

Q16 キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。

A16

1棟あたりの宿泊料金が設定されているため、特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない

場合は、幼児等も宿泊料金を支払っていると考えられるため、課税対象となります。

このため、1棟1泊当たりの宿泊料金の総額を、幼児等を含めた宿泊者の総数で除して得た金額を1人1泊当たりの宿泊料金とみなすことになります。

Q17 カプセルホテルも課税対象ですか。

A17

旅館業法の許可を受けた宿泊施設であれば、課税対象となります。

Q18 ビジネスホテルの駐車場の一角でRVパークを経営していますが、宿泊税は課税されますか。

A18

旅館業法は施設を設けて宿泊させるものであるため、宿泊者自らが宿泊する車両を駐車するためのスペースを提供する施設であるRVパーク等、旅館業に該当しないものであれば、宿泊税の課税対象とはなりません。

Q19 宿泊料金には何が含まれますか。

A19

宿泊税における宿泊料金とは、いわゆる素泊まり料金とそれにかかるサービス料等のことをいい、食事代や消費税等は含まれません。

【宿泊料金に含まれるもの】

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求される金額

- ・清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 等

【宿泊料金に含まれないもの】

- ・宿泊に伴い提供される飲食、遊興に係る金額
- ・会議室の利用料、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- ・消費税、地方消費税、入湯税、宿泊税等の租税
- ・自動車代、たばこ代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金等
- ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 等

Q20 無料の食事が付いている場合、宿泊料金はどうなりますか。

A20

無料で食事等が提供される場合は、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

Q21 食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどうなりますか。

A21

宿泊料金と食事料金が一体となった料金設定で、分離が難しい場合は、事業者が把握している料金内訳や実情を踏まえ、支払額の一定割合を食事料金(相当額)とするなどして算出してください。

Q22 宿泊料としてではなく、施設利用料や入館料として料金を徴収している場合、宿泊税の課税対象となりますか。

A22

名称の如何に関わらず、宿泊の対価として料金を徴収している場合は課税対象となります。

Q23 避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。

A23

災害により旅館業の許可を受けている宿泊施設を避難所として開設した場合などで、宿泊者から宿泊料金を徴していない場合は課税されません。

Q24 連泊の場合も課税されるのですか。

A24

連泊された場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。

Q25 連泊割引における宿泊料金の考え方はどうなりますか。

A25

連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。

連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊数で除して得た金額を宿泊料金とします。

【例1】宿泊日ごとの割引率が明確な場合

	割引	宿泊料金	宿泊税
1泊目	なし	50,000円	500円
2泊目	△10%	45,000円	200円
3泊目	△20%	40,000円	200円
4泊目	△50%	25,000円	200円

宿泊税は、
1泊目～4泊目の
合計1,100円を
徴収します。

【例2】連泊期間を一括して割引している場合

	割引	宿泊料金	宿泊税
1泊目		90,000円	
2泊目	△10%	※割引前 100,000円	600円
3泊目			
1泊当たり		30,000円	200円

宿泊税は、
1泊当たりの宿泊料金
30,000円に応じた
200円の宿泊税が
3泊分で600円を
徴収します。

Q26 企画旅行・手配旅行における宿泊料金の考え方はどうなりますか。

A26

企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの宿泊料金によります。

手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの宿泊料金によりますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とします。ただし、当該手数料を控除した金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取り扱って差し支えありません。

Q27 宿泊予約サイトに支払う手数料は宿泊料金に含まれますか。

A27

宿泊施設が宿泊予約サイトに支払う手数料は、宿泊料金に含めて取り扱います。ただし、当該手数料を引いた金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取り扱って差し支えありません。

Q28 利用客室の変更（アップグレード）があった場合の宿泊料金はどうなりますか。

A28

客室変更（アップグレード）により追加料金を徴した場合は、変更前の宿泊料金に当該追加料金を含めて宿泊料金とします。

Q29 マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の課税対象となりますか。

A29

短期間滞在する人をターゲットとしたいわゆるマンスリーマンションなどについても、旅館業法の許可を受けて営業している場合は、宿泊税の課税対象となります。

この場合は、宿泊期間における宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除して得た金額を1室1泊当たりの宿泊料金とします。

Q30 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も課税対象となりますか。

A30

無料低額宿泊所については、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業に該当しないため、課税対象ではありません。

Q31 キャンセル料の取扱いを教えてください。

A31

キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されませんが、契約上、「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。

Q32 ホールドルーム等、事前に部屋を押させていた場合はどうなりますか。

A32

いわゆるホールドルーム、キープルーム等、実際の宿泊を伴わない利用行為であっても、宿泊施設が宿泊料金を徴するなど宿泊行為として取り扱っている場合は課税対象となる宿泊となります。この場合の宿泊者数は、宿泊施設が把握する人数とします。

【例】定員4名の部屋を3日間確保した場合

	宿泊者数	部屋代	宿泊税の計算方法
1日目	4人	70,000円	(宿泊料金) 70,000円 ÷ 4人 = 17,500円 (宿泊税) 100円 × 4人 = 400円
2日目	0人	70,000円	(宿泊税) 宿泊者が0なので、0円
3日目	2人	70,000円	(宿泊料金) 70,000円 ÷ 2人 = 35,000円 (宿泊税) 200円 × 2人 = 400円
合計			400円 + 400円 = 800円

<p>Q33 インターネットカフェも課税対象ですか。</p>
<p>A33 旅館業法の許可を受けて営業している場合は、宿泊税の課税対象となります。</p>
<p>Q34 農泊は宿泊税の課税対象となりますか。</p>
<p>A34 旅館業法の許可を受け、または、住宅宿泊事業法の届出を行い、宿泊の対価として料金を徴収している場合は、宿泊税の課税対象となります。</p>
<p>Q35 子ども向けに布団の貸出をしています。幼児料金として布団の貸出料金を掲載していますが、課税対象となりますか。低廉な実費負担部分の立替金にあたるかどうかを確認したいです。</p>
<p>A35 布団の貸出は寝具使用料に該当しますので、課税対象となります。 また、低廉な実費負担部分についての判断は、その料金が宿泊の対価にあたらない料金として、帳簿上、立替金として整理されているかで確認します。ただし、その立替金に類する以外の宿泊料金が無料の場合に限られます。</p>
<p>Q36 添寝の子どもについては、宿泊料金はとっていませんが、入館料を徴収しています。宿泊税の課税対象となりますか。なお、入館料は、子どもが宿泊する場合のみ発生します。</p>
<p>A36 当該入館料が、寝具使用料や入浴代などの宿泊の利用行為の対価としていただくものであれば、課税対象となります。</p>
<p>Q37 ペット（犬や猫）の宿泊は課税対象となりますか。</p>
<p>A37 基本的な考え方として宿泊者ではないので、宿泊料金に含まれませんが、宿泊に係る清掃代やサービス料として宿泊施設が取り扱う場合は、宿泊料金に含んでいただくこととなります。</p>
<p>Q38 外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどうなりますか。</p>
<p>A38 宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。（具体的な取扱いについては、「外貨建取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じて算定します。）</p>

3 課税免除について

Q1 修学旅行生は課税対象ですか。

A1

令和5年8月から4回にわたり開催された「観光振興を目的とした新税に関する懇談会」において、「学校教育法上の学校（大学を除く。）において、学習指導要領に基づき実施される教育課程に公益性を認め、教育旅行については課税免除とする」との意見が出されたことを受け、修学旅行等の一定の要件を満たす教育旅行については、課税を免除することとしています。

Q2 修学旅行等の引率者は課税対象ですか。

A2

児童、生徒等の引率を行う学校等の関係者、心身の障がい等により介助等を必要とする児童、生徒等の対応を行う看護師や保護者等は課税免除となります。なお、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは課税免除の対象となりません。

Q3 修学旅行生について、学校から「修学旅行であることの証明書」の提出がないと課税免除とはならないのですか。

A3

「修学旅行であることの証明書」については、特段様式を指定しておりませんが、校長が作成した修学旅行で当該宿泊施設に宿泊する旨が記載されている書面を、学校から提出していただき保管してください。この書面をもって課税免除とします。

ただし、仮にチェックイン時にこの提出がない場合でも修学旅行生であることが明確に確認できるのであれば、後日、この書面を提出してもらうことで課税免除として取り扱っていただいて差し支えありません。

Q4 修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか。

A4

修学旅行の事前準備（下見）については、児童、生徒等が参加しないこと、学習指導要領等に基づき実施する学校行事ではないことから、課税免除の対象とはなりません。

Q5 部活の合宿で宿泊する生徒は、課税免除の対象ですか。

A5

部活の合宿は、課税免除の対象ではありません。課税免除の対象となるのは、学習指導要領に定める学校・学年単位で行われる「旅行・集団宿泊的行事」であると認められるもので、修学旅行のほか、林間学校など、学年、学校全体で実施される行事によって宿泊している場合です。

Q6 スポーツ大会、合宿は課税免除の対象ですか。

A6

修学旅行等の一定の要件を満たす教育旅行についてのみ課税免除としているため、スポーツ大会、合宿は課税免除の対象とはなりません。

なお、スポーツ大会や合宿については、宿泊税による使途の中で支援策を検討していきます。

Q7 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊は課税免除となりますか。

A7

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税の課税が免除されます。なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

- ・課税が免除される施設
消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設
- ・課税が免除される外国大使等
消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

4 宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者）向け

Q1 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。

A1

旅館業の許可を受け、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を営む方、住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む方が特別徴収義務者になります。

ただし、全面的に経営を委託している場合など、経営者以外の方を特別徴収義務者として指定する場合がありますので、事前に道の宿泊税担当部局にご相談ください。

Q2 特別徴収義務者として行わなければならないことには、どのようなものがありますか。

A2

宿泊者から宿泊税を徴収し道に申告納入していただくほか、各種申請や帳簿・書類の記載、保存を行っていただく必要があります。

Q3 保存すべき帳簿や書類はどういったものですか。

A3

宿泊税では、納入申告書と宿泊税月計表の内容が確認できるように、特別徴収義務者の方が帳簿へ記載すべき事項、作成すべき書類等について、次のとおり定めています。

- ・帳簿（5年間保存）

宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの

（例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、仕入帳、クーポン取扱帳など）

なお、宿泊税の申告書に添付する月計表（又はそれに代わるもの）を、「帳簿」として保管することとして差し支えありません。

- ・書類（2年間保存）

宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの

（例：契約書、予約表、宿泊カード、予約カード、宿泊者名簿、会計票、領収書、利用明細書、

請求書など)

なお、帳簿、書類の保存義務等違反については、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が設けられておりますので、ご留意ください。

Q4 これから宿泊施設の経営を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。

A4

宿泊税に関する手続きの流れは、以下のとおりです。

1. 旅館業の許可又は住宅宿泊事業の届出の手続きをする。
2. 宿泊税特別徴収義務者登録申請書を経営開始の5日前までに道の宿泊税担当部局に提出する。
3. 宿泊者から宿泊税を徴収する。
4. 徴収した宿泊税について申告期限までに道の宿泊税担当部局に納入申告書を提出し、宿泊税を納入する。

ご不明な点は、道の宿泊税担当部局にご相談ください。詳しくは特別徴収事務の手引きの27頁をご覧ください。

Q5 旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどうしたらよいですか。

A5

旅館業の許可を受けた方（以下「宿泊事業者」といいます。）が特別徴収義務者になりますが、宿泊事業者以外の方に委託契約等により全面的に宿泊施設の経営を委託している場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の申告納入に責任を持つ方を特別徴収義務者として個別に指定することができます。詳しくは道の担当部局までご連絡ください。

Q6 旅館業（住宅宿泊事業）をやめようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。

A6

経営を廃止する際は、速やかに「宿泊税に係る宿泊経営廃止届出書」で廃止の申告をしてください。

※ 別途、旅館業法又は住宅宿泊事業法上の廃止（停止）届の提出も必要になります。

Q7 宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。

A7

道税務課のホームページから各種様式をダウンロードできます。

【道税務課ホームページ】

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/218623.html>



Q8 各種申請書等はどこに提出すれば良いですか。

A8

宿泊税担当部局に提出してください。詳しくは特別徴収事務の手引きの27頁をご覧ください。

Q9 宿泊税の申告・納入はどのように行うのですか。

A9

道では、特別徴収義務者の申告事務の負担を軽減する観点から、毎月の申告納入によらず、3ヶ月分をまとめて申告納入する制度としています。

特別徴収義務者の方は、申告期限までに、徴収対象期間分の宿泊税額について納入申告書を提出し、納入してください（申告期限が土曜、日曜、祝日にあたる場合は、その翌開庁日が申告期限となります。）。

納入申告書の提出は、eLTAX により電子的に行うことができるほか、郵送等により行う場合は、宿泊税担当部局に行ってください。また、徴収した宿泊税は納入期限までに、eLTAX により電子納入するか、納入書によりお近くの金融機関等で納入してください。

【道に直接申告納入する場合】

徴収対象期間	申告期限
12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

Q10 宿泊がない月でも申告が必要ですか。

A10

宿泊行為がない月は宿泊料金の受領もないため、納入していただく必要はありませんが、適正かつ公平な課税を行うためには、宿泊行為がなかったことも含めて的確に把握する必要がありますので、申告すべき税額が0円の場合も、0円と記載した納入申告書の提出をお願いします。

Q11 納入について、口座から引き落としてもらうことは可能ですか。

A11

口座から引き落としはできませんが、eLTAX により金融機関等に行かなくても納入することができる、是非ご利用ください。納入書により納入する場合は、お近くの金融機関等で納入してください。

Q12 市町村宿泊税を課す市町村に所在する宿泊施設の宿泊者に課税される宿泊税のうち、道税分はどのように納めたらよいですか。

A12

市町村宿泊税を課す市町村に所在する宿泊施設については、地方税法の規定にもとづき、市町村が一括して課税と徴収を行います（赤井川村を除く）ので、各市町村が示す事務手続きにより、市町村宿泊税と併せて当該市町村に対し道宿泊税を納めてください。

なお、赤井川村内に所在する宿泊施設は、赤井川村と北海道それぞれに宿泊税を納めてください。

Q13 電子申告は可能ですか。

A13

宿泊税の電子申告は、eLTAX からご利用いただけます。

詳細につきましては、地方税共同機構が運営する eLTAX のホームページをご確認ください。

【eLTAX のホームページ】

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



※ 道では宿泊税に係る電子申告等の操作方法をまとめた「eLTAX の利用手引き」を道税務課ホームページに掲載しておりますので、あわせてご参照ください。

【道税務課ホームページ】

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/218623.html>



Q14 宿泊者が宿泊税の支払いに非協力的な場合の対応について教えて下さい。

A14

地方税法上、納税義務者（宿泊者）が納税しなかった（宿泊税を支払わなかった）場合は、特別徴収義務者（宿泊事業者）が、道に納入したうえで、納税拒否をした納税義務者（宿泊者）に、宿泊税に相当する金額を求償することになります。

（地方税法第 733 条の 15 第3項）

特別徴収義務者が求償権に基づいて裁判所に訴えを提起される場合は、地方税法上、地方団体においても必要な援助をしなければならないと定められており、宿泊税担当部局にご相談等いただきながらの対応となります。

（地方税法第 733 条の 15 第4項）

このような場合は、宿泊者に制度が行き届いていないことが一因と考えられますので、北海道としましても広報により周知を行ってまいります。

宿泊事業者様におかれましても、宿泊者に対する周知に御協力いただきますようお願いします。

Q15 宿泊者から徴収する方法について教えてください。

A15

徴収方法については定めておりませんので、事前決済の際に宿泊料金とあわせて徴収する、現地で徴収する等、特別徴収義務者が宿泊税を徴収しやすい方法を選択していただくことになります。

Q16 旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。

A16

条例において、旅館業等を経営されている方を特別徴収義務者と定めており、旅行代理店等から直接一括して道に申告納入していただくことはできません。

Q17 宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりませんか。

A17

領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、その名称と税額を記入していただく必要があります。

宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税の金額も、消費税の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

<p>日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。 なお、宿泊税の名称とその額は手書きしていただいても結構です。</p>
<p>Q18 収入印紙について、宿泊税の金額は除いた額で貼っていいですか。</p>
<p>A18 印紙税の考え方につきましては、国税庁のホームページや最寄りの税務署にお尋ねください。</p>
<p>Q19 会計システム上、1人で利用しても領収書に一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。</p>
<p>A19 帳簿等をつけていただくことになるので、そこにおいて実際の宿泊人数を管理していただくことになります。 ただし、領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、その名称と税額を記入していただく必要があります。(宿泊税を明示しない場合は、消費税の課税対象となる場合があります。)</p>
<p>Q20 宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。事業者が説明するときに使えるような広報物はありますか。</p>
<p>A20 宿泊税の周知につきましては、宿泊者に円滑に宿泊税を納付いただくために、宿泊施設や公共施設等に掲示するポスターや宿泊事業者様が宿泊者に宿泊税の概要を説明するためのリーフレットを作成する等、宿泊税の周知を徹底してまいります。 なお、広報素材は、宿泊税のホームページにも掲載いたします。</p> <p>【道ホームページ】 https://hokkaido-shukuhakuzei.pref.hokkaido.lg.jp</p>
<p>Q21 外国人への説明に不安がありますが、サポートはありますか。</p>
<p>A21 多言語に対応したリーフレットを作成しておりますので、当該リーフレットを使って宿泊税が課税される旨のご説明をお願いいたします。</p>
<p>Q22 宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ります。この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。</p>
<p>A22 宿泊者が宿泊税をクレジットカードで支払った場合における手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社の契約によるものになりますので、宿泊事業者にてご負担をお願いします。</p> <p>Q23 民泊を経営しています。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額で申告してよろしいのでしょうか。</p>
<p>A23 所得の申告方法につきましては、国税庁のホームページや最寄りの税務署にお尋ねください。</p>
<p>Q24 申告や納入が遅れたらどうなりますか。</p>
<p>A24 申告の遅れに対しては不申告加算金、納入の遅れに対しては延滞金がかかる場合がありますの</p>

で、ご注意ください。
Q25 郵便等を利用して納入申告書を提出し、宿泊税担当部局への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。
A25 原則として、宿泊税担当部局に届いた日が申告日となります。郵便局（郵便官署）の消印が申告期限内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。 なお、申告書等は信書に該当するため、信書便の指定業者以外の宅配便、メール便、ゆうパック等は利用できません。
Q26 宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での納入となりますか。
A26 宿泊税については、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為のあった日が属する月に計上していくこととなるので、チェックインの日付を基準としてください。月をまたぐ連泊の場合は、例えば4月30日分を4月分に、5月1日分を5月分に、というように分けて計上してください。
Q27 売り掛けの場合の宿泊税の申告納入は、どうすれば良いですか。
A27 宿泊があった月に計上して申告納入するよう、お願いします。
Q28 宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する交付金はありますか。
A28 道が特別徴収義務者に対して交付する交付金については、原則として納期限までに申告納入された宿泊税額の2.5%（当初5年間は3.5%）を交付します。
Q29 特別徴収義務者交付金相当額を差し引いて申告納入してはダメですか。
A29 特別徴収義務者交付金は、宿泊税の特別徴収事務の特殊性にかんがみ、申告納入制度の円滑な運営に資するため、特別徴収義務者が法定納期限までに納入した額に一定割合を乗じた額を毎年度の予算の範囲内において交付するものであり、交付対象であることの確認等が必要なため、差し引いて申告納入することはできません。
Q30 同じ敷地（建物）で複数の施設（部屋）を民泊施設として届け出ていますが、施設（部屋）毎に特別徴収義務者登録申請書の提出が必要ですか。
A30 住宅宿泊事業法の届出をした宿泊施設については、同一敷地（建物）内で複数の施設（部屋）を経営している場合や、経理上区分できない場合には、複数の施設（部屋）をまとめて提出できる場合がありますので、宿泊税担当部局までご相談ください。

5 旅行業関係者の方向け

Q1 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。

A1

旅行業者が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできますが、宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者とホテル、旅館等との間で取り決めをしていただくことになります。

なお、旅行業者がつくるパッケージ商品の代金の中に宿泊税を含める場合は、その旨を明記するようお願いします。